子どもの家利用保護者の皆様へ

春日井市青少年子ども部子ども政策課長

小学校の臨時休業措置延長に伴う子どもの家の対応について(通知)

日頃は、子どもの家の運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための小学校の臨時休業措置延長に伴い、4月8日(水)から19日(日)まで各小学校において、「自主登校教室」が再設置されることとなりました。このことにより、子どもの家では次のとおり対応させていただきます。

保護者の皆様におかれましては、通常とは異なる対応であることに何とぞご理解いただき ますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況や国、愛知県の指示等により対応が変更となる場合があります。

1 期 間

4月8日(水)から19日(日)の平日

2 開所時間

11時30分から最大19時まで

※4月11日(十)及び18日(十)は、子どもの家を8時に開所

3 対応

(1) 11 時 30 分より前に子どもの居場所が必要な方

「自主登校教室」をご利用ください。

- 11時30分に支援員が自主登校教室へ児童を迎えに行き、子どもの家に移動します。
- ※ 自主登校教室の利用には申請が必要です。詳しくはお子さんが通っている小学 校のホームページをご覧ください。
- (2) 11時30分以降から子どもの家を利用される方

保護者等が直接子どもの家まで送ってください。

4 利用について

子どもの家の利用につきましては、以下の点にご留意ください。

- ○感染予防の観点から、マスク(自作可)の着用をお願いします。
- ○利用する日の朝、自宅で検温をお願いします。
- ○ご家庭でも手洗い、咳エチケットの徹底、十分な睡眠を取っていただくなど感染症 対策に万全を期していただきますようお願いします。
- ○保護者の仕事が休みなど家庭で保育が可能な日は、感染予防の観点から利用時間を 短くするなどのご協力をお願いします。

なお、次の項目に一つでも該当がある場合は、<u>利用を停止</u>していただくとともに、体調や状況等を利用している子どもの家へご連絡ください。

- (1) 毎朝の健康観察により自主登校教室の利用を断られた場合
- (2) 朝の検温で 37.0℃を超えた場合や咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状がある 場合
- (3) だるさ、息苦しさ等体調不良の場合
- (4) 児童又はご家庭の方が新型コロナウイルス感染の濃厚接触者と特定された場合

5 臨時閉所等について

児童又は支援員が新型コロナウイルスに感染した場合、該当の子どもの家を一時閉所します。

その他、状況により必要が認められる場合、閉所することがあります。

6 問い合わせ先

【子どもの家について】

西部、牛山、玉川子どもの家 学童保育所イルカクラブ 電 話 34-8457 その他の子どもの家

春日井市社会福祉協議会総務課子どもの家担当電 話 84-3241春日井市子ども政策課次世代育成支援担当電 話 85-6206

【自主登校教室について】

お子さんが通っている小学校